ハ　専門行政職俸給表在級期間表

（略）

備考

１～７　（略）

８　第１項及び第３項から前項までの規定にかかわらず、２級から４級までの職務の級のうち人事院が定めるいずれかの職務の級に昇格させる場合において、人事院が別に定めるときは、当該職務の級に係る在級期間によらないことができる。

ニ　税務職俸給表在級期間表

（略）

備考

１～３　（略）

４　第１項及び前項の規定にかかわらず、２級から６級までの職務の級のうち人事院が定めるいずれかの職務の級に昇格させる場合において、人事院が別に定めるときは、当該職務の級に係る在級期間によらないことができる。

ホ　公安職俸給表㈠在級期間表

（略）

備考

１～７　（略）

８　第１項から第３項まで及び第５項から前項までの規定にかかわらず、２級から７級までの職務の級のうち人事院が定めるいずれかの職務の級に昇格させる場合において、人事院が別に定めるときは、当該職務の級に係る在級期間によらないことができる。

ヘ　公安職俸給表㈡在級期間表

（略）

備考

１～６　（略）

７　第１項及び第３項から前項までの規定にかかわらず、２級から６級までの職務の級のうち人事院が定めるいずれかの職務の級に昇格させる場合において、人事院が別に定めるときは、当該職務の級に係る在級期間によらないことができる。

ト～タ　（略）

別表第七　昇格時号俸対応表（第二十三条関係）

イ　行政職俸給表㈠昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸								
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
（略）	（略）	（略）							
59	25								
60	26								
61	26								

ハ　専門行政職俸給表在級期間表

（略）

備考

１～７　（略）

（新設）

ニ　税務職俸給表在級期間表

（略）

備考

１～３　（略）

（新設）

ホ　公安職俸給表㈠在級期間表

（略）

備考

１～７　（略）

（新設）

ヘ　公安職俸給表㈡在級期間表

（略）

備考

１～６　（略）

（新設）

ト～タ　（略）

別表第七　昇格時号俸対応表（第二十三条関係）

イ　行政職俸給表㈠昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸								
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	10級
（略）	（略）	（略）							
59	26								
60	26								
61	27								